高齢者福祉
サービスガイドブック

令和７年８月１日
現　在

□ 問合せ先

【在宅福祉サービス、生きがいづくりに関すること】
射水市　地域福祉課　射水市新開発４１０番地１
電話　５１－６６２５ FAX　５１－６６５７

【介護サービスの利用に関すること】
射水市　介護保険課　射水市新開発４１０番地１
電話　５１－６６２７ FAX　５１－６６６６

射 水 市

目　　次

相談窓口

1　地域包括支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　認知症地域支援推進員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　民生委員・児童委員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するまでの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3・4

在宅福祉サービス

◎ひとり暮らしに不安を抱える方へのサービス

1　配食みまもりサービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
2　緊急通報装置の貸与　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
3　高齢福祉推進員設置事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

◎外出支援サービス

1　車いす対応タクシー券交付事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
2　移送サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

◎日常生活支援サービス

1　ショートステイ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
2　寝具丸洗い乾燥事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
3　高齢者が住みよい住宅改善　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
4　寝たきり高齢者等おむつ支給　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
5　ミドルステイ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
6　軽度生活援助事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
7　訪問理容サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
8　ひとり暮らし高齢者等除雪助成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

◎認知症の方へのサービス

1　みまもり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
2　認知症高齢者等個人賠償責任保険事業・・・・・・・・・・・・・・・・　9

◎その他のサービス

1　いのちのバトン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
2　ケアネット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
3　避難行動要支援者制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

◎手当等

1　在宅福祉介護手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
2　家族介護慰労金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

◎権利擁護

1　成年後見制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

生きがいづくり

◎社会参加活動等

1　老人クラブ活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
2　シルバー人材センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
3　地域支え合いネットワーク事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
4　地域ふれあいサロン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
5　節目祝い事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

◎施設

1　いきいき長寿館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
2　高齢者ふれあい健康農園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

その他

・困ったときは？？（逆引きページ）
・高齢者福祉サービス一覧

相談窓口

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、
高齢者の生活を支えるための相談機関などがあります。

1　地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やご家族を介護・福祉・健康・医療等さまざまな面から総合的に支援する相談窓口で、市や関係機関との連絡調整を行います。

センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師（または経験のある看護師）、地域における生活支援サービス等をコーディネートする生活支援コーディネーターがおり、適切なサービスが提供できるように電話や来所、訪問での相談を受け付けます。

※主な業務
・介護予防ケアマネジメント　　・総合的な相談・支援
・権利擁護、虐待の早期発見・防止・ケアマネジャーへの支援

＜問合せ先＞

担当地区	地域包括支援センター名	場 所	電話/FAX
新湊西	新湊西地域包括支援センター（特別養護老人ホーム 射水万葉苑内）	朴木211番地1	電話 83−7171 FAX 82−8283
新湊東	新湊東地域包括支援センター（軽費老人ホーム ケアハウス万葉内）	七美882番地1	電話 86−8739 FAX 86−3381
小杉北部・下	小杉・下地域包括支援センター（特別養護老人ホーム 大江苑内）	大江333番地1	電話 55−8217 FAX 55−5885
小杉南部	小杉南地域包括支援センター（小杉南福祉交流センター つな～ぐ内）	南太閤山3丁目2番地1	電話 56−8725 FAX 56−1336
大門	大門地域包括支援センター（特別養護老人ホーム こぶし園内）	中村20番地	電話 52−0800 FAX 52−6800
大島	大島地域包括支援センター（大島コミュニティセンター内）	小島700番地1	電話 52−8050 FAX 52−8051

2　認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）

看護師や社会福祉士などの資格を持った「認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）」がおり、認知症介護や医療機関の受診のアドバイス、地域のサポートを受ける方法などのお手伝いをしています。また、医療や介護等の専門職が連携して、できる限り自宅で生活していくためのサポートをしています。心配なことがあれば、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

3　民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。相談に適切な助言・指導を行うとともに、市や関係機関との連絡調整を行います。

＜問合せ先＞

事業所名	住所	電話番号/FAX
市役所地域福祉課　福祉政策係	新開発410番地1	電話　51−6625 FAX　51−6657
射水市社会福祉協議会　地域福祉課	戸破4200番地11	電話　55−5202 FAX　55−5209

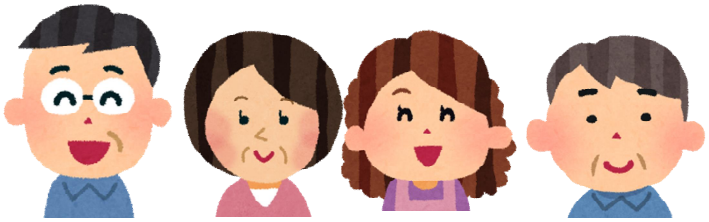

介護サービスを利用するまでの流れ

まずは地域包括支援センターや市の窓口に相談しましょう。

サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。

1　相談する

① 介護サービスや介護予防サービスを利用したい人⇒『２　要介護認定の申請』　へ

② 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型及び通所型サービス）を利用したい人

基本チェックリストの判定の結果、生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※40歳以上65歳未満の人は、要介護認定の申請をしてください。

③ 一般介護予防事業のみを利用したい人

65歳上の人は誰でも利用できます。

きららか射水100歳体操や地域ふれあいサロンなど地域の公民館等で行われています。

要介護認定の申請手続きや基本チェックリストによる判定を受ける必要はありません。

2　要介護認定の申請

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市の窓口（介護保険課）に要介護認定の申請をします。申請は本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの
●要介護・要支援認定申請書（原則としてマイナンバーなどの記入が必要です） ●介護保険被保険者証 ●健康保険被保険者証（40 歳以上 65歳未満の場合） ※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

●**認定調査**

市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)

●**主治医意見書**

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。

●**審査・判定**

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。

3　認定結果とサービス利用について

介護認定審査会の審査・判定にもとづき、認定結果(以下の区分)が通知されます。

「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」及び新規申請の場合は「負担割合証(※)」が届くので、利用できるサービスを確認してください。

要介護状態区分	利用できるサービス	ケアプラン作成依頼先
要介護1～5	●介護サービス	居宅介護支援事業者
要支援1・2	●介護予防サービス ●介護予防・生活支援サービス事業 ※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を併せて利用できます。	地域包括支援センター 指定介護予防支援事業者
非該当	●介護予防・生活支援サービス事業 (基本チェックリストの判定の結果、生活機能の低下がみられた場合)	地域包括支援センター

※「負担割合証」

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、サービス費用の一部を負担します。利用者負担は１割、２割または３割です。

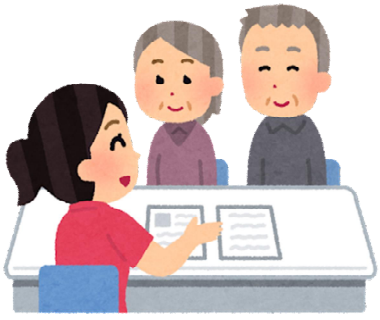

＜問い合わせ先＞
射水市介護保険課
電話　51－6627　FAX　51－6666

在宅サービス

市内にお住まいの在宅の高齢者に関するサービスです。

ひとり暮らしに不安を抱える方へのサービス

1　配食みまもりサービス

内　容	配食事業所が居宅に訪問して、栄養バランスのとれた食事を定期的に届けるとともに、利用者の安否確認を行います。
対象者	市内に住所を有し、かつ在宅で生活する 65 歳以上の高齢者であって次の全てに該当する方 ①自力で調理することが困難な方 ②ひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方
利用料	実費負担 ※利用する事業所毎に定める弁当価格の実費負担となります。

2　緊急通報装置の貸与

内　容	24時間365日対応可能な装置を貸与し、緊急時の通報・健康相談を行います。緊急時の安否確認を行う協力員（親族等）を3人まで登録できます。
対象者	日常生活に不安を抱えるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等 ※ただし、介護保険の利用者負担割合が2割以上、 合計所得金額が160万円以上の方は対象となりません。
貸与品目	①　お元気コール 月2回、ご利用者宅へお電話し健康状態等を確認いたします。 ②　緊急連絡 緊急時に登録された協力員（親族等）に連絡します。 ③　緊急ボタン（通話料利用者負担）・相談ボタン（フリーダイヤル） コールセンターにつながります。コールセンターには、24時間365日看護師又は保健師が常駐しています。 ④　人感センサー（3台設置） 日常の行動パターンをデータ化し、日常の動きが感知できない場合にコールセンターに通報され、本人宅に連絡します。連絡がとれない場合は協力員に連絡をします。 ⑤　火災センサー1台（熱感知式）
利用料	月額400円 ※別途、緊急ボタン、センサーからの自動通報等の電話料等も利用者負担

3　高齢福祉推進員設置事業

内　容	ひとり暮らし高齢者が、地域で安心して生活できるよう、日頃から声かけや見守り、安否確認等を行っていただく高齢福祉推進員を委嘱します。高齢福祉推進員は、親族以外の方ならどなたでもなることができます。
手続方法	民生委員等を通じて、ひとり暮らし高齢者福祉票を提出します。

外 出 支 援 サ ー ビ ス

1　高齢者等車いす対応タクシー券交付事業

内　容	車いす等対応タクシーに利用できるタクシー券を交付します。
対象者	在宅で日常的に車いす又はストレッチャーを利用している要介護1以上の高齢者等 ※ただし、以下の方は対象となりません。 ・介護保険の利用者負担割合が2割以上の方 ・重度身体障がい者対応の福祉タクシー利用券、福祉ガソリン券を受給している方 ・移送サービスの利用者
交付枚数	500円券を1か月あたり6枚（72枚）

2　移送サービス

内　容	医療機関の通院等に際し、公共交通機関等を利用することが著しく困難なひとり暮らしの要介護高齢者等に送迎サービスを行います。
対象者	市内に居住し、通院時等に公共交通機関等を利用することが困難で、かつ、家族等による送迎が困難な者で、次のいずれかに該当する者 ① 重度身体障がい者（1・2級） ② 療育手帳の交付を受けている方（A・B） ③ 精神障がい者（1・2級） ④ 要介護1以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯 ※ただし、介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象となりません。
運行範囲	射水市、高岡市及び富山市（片道おおむね20km 以内）
利用料	タクシー乗車料金の概ね1割
利用回数	月4回（片道1回）まで

日 常 生 活 支 援 サ ー ビ ス

1　ショートステイ

内　容	社会適応が困難な高齢者に短期宿泊施設を利用し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ります。
対象者	要介護認定が非該当の方で総合事業対象者でない方
利用料	（1日あたり） 介護予防短期入所生活介護に係る介護報酬に準ずる額に利用者負担割合を乗じた額及び食費、滞在費

2　寝具丸洗い乾燥事業

内　容	年2回を限度に寝具類（掛・敷布団など）の洗濯及び乾燥等のサービスを実施します。
対象者	寝たきりなどで寝具類の衛生管理が困難な高齢者等 ※ただし、介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象となりません。 ※夏期・冬期に対象者へ市から案内を送付します。
利用料	寝具1セットまで無料（羽毛等の特殊なものは一部自己負担あり）

3　高齢者が住みよい住宅改善

内　容	高齢者が住み慣れた家庭でできるだけ長く生活できるように、住居のバリアフリー化等の改善をした場合に経費の一部を助成します。 ※対象工事は、介護保険法に準じます。※新築や、増築は対象外です。
対象者及び助成額	・要支援及び要介護認定を受けている方で、所得税非課税世帯の方 →補助対象経費（上限70万円）の3分の2を助成 ・要介護認定が非該当で所得税非課税世帯の方 →補助対象経費（上限45万円）の3分の2を助成 （手すりの設置、段差解消の工事に伴う経費） →補助対象経費（上限45万円）の3分の1を助成 （トイレの改修に伴う経費） ※介護保険の住宅改修費が優先されます。 ※着工前の事前申請が必要です。

4　寝たきり高齢者等おむつ支給事業

内　容	要介護高齢者等に、おむつ引換券を支給します。
対象者	市内に住所を有し、かつ現に居住する高齢者等で、次の全てに該当する方 ①在宅であり、要介護3以上の認定を受けている方 ②おむつを常時使用している方 ③介護保険の利用者負担割合が1割の方 ④本人が市町村民税非課税の方
助成額	支給対象限度額　6，000円/月 ・市民税非課税世帯→全額補助 ・市民税課税世帯→3分の2補助

5　ミドルステイ

内　容	介護保険のショートステイの期間を含めて最長3か月間、特別養護老人ホーム等に滞在できます。
対象者	在宅での生活が一時的に困難となった高齢者等で ・介護者が、長期疾病により不在の方 ・高齢者向けの住宅改修を行う方　　など
利用料	※要介護者等の利用料 ・（介護予防）短期入所生活介護に係る介護報酬に準ずる額（ただし、送迎加算は除く）に利用者負担割合を乗じた額 ・食費、滞在費

6　高齢者軽度生活援助事業

内　容	介護保険のホームヘルプサービスでは対象としない日常生活の援助（清掃・草むしり・除雪等）を行います。
対象者	日常生活の援助が必要な要介護・要支援認定者や総合事業の対象者で ・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者　など ※ただし、介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象となりません。
利用料	利用に要する費用の1割及び原材料等、支払い時の手数料
利用限度	1回2時間以内　月4回まで（草むしりは年4回まで）

7　訪問理容サービス

内　容	理容店等へ行くことが困難な方の自宅を理容師が訪問し、理容サービスを実施します。 ※内容は、調髪、顔そりです。（パーマ、洗髪は除きます。）
対象者	おおむね65歳以上の高齢者で要介護4・5に認定された方又は寝たきりの重度身体障がい者 ※ただし、介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象となりません。
利用料	1回400円
利用限度	年2回

8　ひとり暮らし高齢者等除雪助成

内　容	ひとり暮らし高齢者等の除雪にかかった経費の一部を助成する事業です。
対象者	○おおむね65歳以上で ・ひとり暮らしの方　・高齢者世帯 ○ひとり暮らしの身体障がい者の世帯　など ※ただし、前年分の所得税が非課税世帯の方に限ります。
利用料	1回あたり10，960円まで（1冬期間に2回まで助成します。）
その他	除雪の範囲は、屋根の雪下ろしや生活経路の確保のための除雪です。

認 知 症 の 方 へ の サ ー ビ ス

1　みまもり事業（どこシルプラス事業）

内　容	認知症高齢者等が地域で行方不明になったときに、衣類等に貼った「みまもりシール」の二次元コードを読み取ることで、その方の家族とチャット形式の伝言板でやり取りできるWebシステムを活用し、早期保護につなげます。
対象者	認知症により行方不明になる可能性のある方
利用料	無料

2　認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

内　容	認知症の人が偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合（他人に怪我を負わせた、他人の物を壊した、国内で電車等を走行不能にさせた等）、これを補償する保険に市が加入することにより、認知症の人やご家族を支援します。
対象者	射水市みまもり事業に登録している方で、他要件を満たす方（要件はお問合せください。）
補償内容	補償額の上限：個人賠償1億円
利用料	無料（市が負担）

そ の 他 の サ ー ビ ス

1　いのちのバトン

内　容	医療情報や緊急連絡先等の情報を「いのちのバトン」という専用容器に入れ、冷蔵庫に保管することにより救急時や見守りに活用します。
対象者	・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者（高齢者のみの世帯を含む） ・心身に障がいのある方 ・日中ひとりで過ごすことが多い方、心身に不安のある方や支援を希望する方
問合せ先	射水市社会福祉協議会　地域福祉課（戸破4200番地11） 電話　55－5202　FAX　55－5209

2　ケアネット

内　容	子どもからお年寄りまで支援が必要な方を地域住民と関係機関が一体となって見守り、日常生活支援を行っていくことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する活動です。
問合せ先	射水市社会福祉協議会　地域福祉課（戸破4200番地11） 電話　55－5202　FAX　55－5209

3　避難行動要支援者支援制度

内　容	災害時の安全な場所への避難等に不安があり、手助け（支援）を必要とする方に対して、自主防災組織、地区社会福祉協議会、自治会、町内会及び民生委員・児童委員等の地域に密着している各組織が連携して支援を行う制度です。
対象者	①65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯のうち、次のいずれかに該当する方 ・介護保険の要介護度1以上の方 ・身体障害者手帳1・2級の方 ・知的障害（療育手帳 A）の方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ②災害時に自力での避難に不安があり、登録を希望される方
問合せ先	市役所地域福祉課　福祉政策係 電話　51－6625　FAX　51－6657

手 当 等

1　在宅福祉介護手当

内　容	在宅で介護をしている方に介護手当を支給します。
対象者	介護保険で要介護4又は5に認定された方と同一の世帯(住民票が同一世帯)に属し、在宅で介護をしている方
支給額	年額60，000円(月額 5,000 円)

2　家族介護慰労金

内　容	介護保険で要介護4・5に認定され、その状態が1年以上継続しており、かつ介護保険サービスを利用せず、在宅で適切な介護をしているご家族に支給します。
対象者	①　介護保険で要介護4または5の認定を受けている方 ②　上記の状態が1年以上継続している方 ③　介護サービスを利用せず、在宅で生活をしている方 ④　市民税非課税世帯の方 なお、入院などの理由により3か月以上在宅で介護していない期間がある場合は対象となりません。
支給額	年額100，000円

権 利 擁 護

1　成年後見制度

内　容	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった方が、日常の生活を営む上で不利益を被らないように権利や財産を守り、必要な支援を受ける制度です。家庭裁判所により法的に権限が与えられた代理人が本人に代わって財産管理や契約などを行います。 〇相談会〇 毎月第4水曜日　午後2時～4時　市役所本庁舎 〇制度利用支援〇 呉西地区成年後見センター 高岡市清水町1－7－30　高岡市社会福祉協議会2階 電話　0766－92－0810　FAX　0766－26－2379 月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始は休み)
問合せ先	市役所地域福祉課　地域共生推進班 電話　51－6625　FAX　51－6657

生きがいづくり

高齢化が進む中で活力ある社会を維持するため、高齢者の「生きがいづくり」とともに、「地域（社会）貢献」につながる社会参加活動への促進を図ります。

社 会 参 加 活 動 等

1　老人クラブ活動

概　要	市内には約120の老人クラブが組織され、約 9,040 人の方が会員として加入しています。
加入対象者	おおむね60歳以上の方
問合せ先	射水市老人クラブ連合会（戸破4200番地11） 電話　54－6001　　FAX　54－6001

2　シルバー人材センター

概　要	自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に、臨時的かつ短期的な仕事を提供することにより、高齢者の就業機会の増大と能力を生かした地域社会づくりに貢献することを目指しています。
加入対象者	健康で働く意欲のある60歳以上の方
仕事等の申し込み・問合せ先	射水市シルバー人材センター（本所）（三ケ880番地1） 電話　55－8817　　FAX　55－1971

3　地域支え合いネットワーク事業

概　要	地域振興会を単位として、高齢になっても安心して暮らし続けられる地域を目指し、地域主体で様々な取組を実施しています。
対象者	子どもから高齢者まで見守りが必要な方
問合せ先	市役所地域福祉課　地域包括ケア係 電話　51－6625　FAX　51－6657

4　地域ふれあいサロン

概　要	歩いて行ける身近な公民館等で健康づくりや交流を深める場として、地域のみなさんが運営するサロンを実施しています。
対象者	おおむね65歳以上の方
問合せ先	市役所地域福祉課　地域包括ケア係 電話　51－6625　FAX　51－6657

5　節目祝い事業

概　要	満100歳の誕生日を迎えられた方に祝状と祝品を贈呈します。

施 設

1　いきいき長寿館

内　容	高齢者が気軽に集い、活動できる介護予防施設です。 ・軽運動室 　カローリングや介護予防教室（認知症予防教室やきららか射水100歳体操など）等ができるフローリングスペース ・交流室 　高齢者が自由に利用できる憩いの場
使用対象者	射水市内在住のおおむね65歳以上の方
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週日曜日、祝日、年末年始
使用料金	（1時間あたり） ・カローリング一面　300円 ・その他半面　　450円 ・その他全面　　900円 ※使用者が入場料等を徴する場合は、使用料が2倍になります。
問合せ先	高岡市下牧野385番地1　電話　84－1030

2　高齢者ふれあい健康農園

内　容	高齢者が、農作物等を栽培し自然と親しむことで、健全で生き生きとした生活を送ることができるようにするための農園です。 第1高齢者ふれあい健康農園（131区画）南太閤山16丁目地内 第2高齢者ふれあい健康農園（　46区画）太閤山1丁目地内
使用対象者	射水市内在住のおおむね65歳以上の方 ※農産物等を栽培する土地を所有していない方に限ります。
使用料金	無料
問合せ先	市役所地域福祉課　福祉政策係 電話51－6625　　FAX51－6657

困ったときは？？（逆引きページ）

よくある質問	掲載ページ
高齢者のことや介護のことは、どこで相談すればいいですか。	１・２
介護サービスを利用するにはどうしたらいいですか。	３・４
ひとり暮らしの方を見守る制度はありますか。	５・６・９・１０
要介護者と在宅で生活していくための経済的な援助はありますか。	１１
要介護者と在宅で生活していくための外出に支援はありますか。	６
除雪支援はありますか。	８・９
生きがいをもって生活するための支援にはどのようなものがありますか。	１２～１４
カローリングや体操ができる施設はありますか。	１４

何かお困りごとがあれば、
地域福祉課、介護保険課、
地域包括支援センターに
ご相談ください。

IMIZU CITY